

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 7 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
24 岡田 勇樹

以上 9 名

欠 席 委 員 22 中野 たつ子

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：山下副参事 美杉：磯田担当主幹

議 事 録 署 名 者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第7回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席委員は、22番 中野 たつ子委員で、出席委員数は9名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 6番 田口 慶則委員・7番 野田 清太委員、よろしくお願いします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、
 お願いいたします。
 17ページの議案第3号、番号14をご覧ください。
 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
 また、この削除に伴い、20ページの下の合計欄について、合計52筆を39筆に、計24,089.3㎡を16,211㎡に、そして田14,582.3㎡を6,704㎡に修正をお願いします。
- それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から4で、件数は4件、合計面積は7,862㎡で、すべて田でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから6ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から7で、件数は7件、合計面積は31,613.37㎡で、その内訳は田が22,710.65㎡、畑が8,902.72㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 7ページをお願いいたします。
 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
 番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和61年7月1日
 でございます。
- 以上、件数は1件、合計面積は300㎡で、すべて畑でございます。
 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

8ページから9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、進入用道路

番号3、進入用道路

番号4、宅地造成

以上、件数は4件、合計面積は6, 573. 33㎡で、その内訳は田が337㎡、畑が6, 236. 33㎡でございます。

10ページをお願いいたします

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆・野菜、耕作面積 田74. 5ha 合計74. 5ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、11ページをお願いいたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町北狭間_____, 登記地目・現況地目とも田、面積 1, 917㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 川方町里ノ内_____, 登記地目・現況地目とも畑、面積 99㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号3、地区 久居、申請地 須ヶ瀬町長畑_____, 登記地目・現況地目とも畑、面積 360㎡ 外1筆、合計面積 740㎡、受人 _____、面積 82, 836㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 川口、申請地 白山町川口神田_____, 登記地目・現況地目とも田、面積 356㎡ 外1筆、合計面積 1, 010㎡、受人 _____、面積 4, 203㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口関ノ宮_____, 登記地目・現況地目

とも田、面積 976㎡、受人 _____、面積 540, 447㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 八知、申請地 美杉町八知前田口____、登記地目・現況地目とも田、面積 791㎡、受人____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 伊勢地、申請地 美杉町杉平向____、登記地目・現況地目とも田、面積 827㎡、受人 _____、面積 938㎡、渡人 _____。

譲受理由および譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

12ページをお願いいたします。

番号8、地区 伊勢地、申請地 美杉町杉平向____、登記地目・現況地目とも田、面積 938㎡、受人 _____、面積 3, 920㎡、渡人 _____。

譲受理由および譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号9、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣東垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 588㎡ 外2筆、合計面積 2, 025㎡、受人 _____、面積 4, 506㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 多気、申請地 美杉町下多気漆____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 760㎡、受人 _____、面積 6, 686. 17㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による営農縮小のためです。

番号11、地区 下之川、申請地 美杉町下之川大作____、登記地目 田、現況地目 樹園地、面積 323㎡、受人 _____、面積 6, 652㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号12、地区 下之川、申請地 美杉町下之川三谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 680㎡ 外5筆、合計面積 2, 118㎡、受人 _____ 外1名、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による営農縮小のためです。

13ページをお願いいたします。

番号13、地区 下之川、申請地 美杉町下之川山田垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 400㎡ 外3筆、合計面積 3, 222㎡、受人 _____、面積 10, 822㎡、渡人 _____。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

以上、件数は13件、合計面積は15, 746㎡で、その内訳は田が13, 547㎡、畑が2, 199㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1 番から 3 番、お願いします。

田口委員 6 番田口です。7 日の日に諸戸部会長、野田委員と地元推進委員 4 名、事務局と確認いたしました。事務局説明通り問題ないと思います。

2 番も同じく 7 日に、推進委員 3 名と諸戸さん、野田さん、事務局と確認いたしました。3 番についても事務局説明通りでございます。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。4 番, 5 番お願いします。

中谷委員 1 6 番中谷です。7 日に西森、中谷両委員と地元推進委員、事務局と見てまいりました。場所は_____が申請地の東隣りで耕作しており、すでに 1 枚として耕作しておりますので、何ら問題ないと思います。

5 番は同じく西森、中谷両委員と地元推進委員とで見てまいりました。_____の東 1 5 0 メートルぐらいのところ。受人は渡し人の田を 5 年ほど耕作しており、さらに営農拡大ということで何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。6 番から 1 3 番までお願いします。

結城委員 1 8 番結城です。6 番は 9 日に地元推進委員、事務局と現地を確認いたしました。渡し人は高齢により営農の縮小、受人は農業に興味があり水稻を作りたいということで農業を引き受けるということです。

7 番は 9 日に地元推進委員、事務局と確認いたしました。渡人は受人の土地を取得して交換ということです。A から B へ、B から A に替わるということです。交換して耕作するということです。

8 番も全く同じことでございます。

9 番は 8 日に地元推進委員、事務局と現地を確認いたしました。渡人は高齢で後継者もなく、受人は近所に移住してくるので耕作をしてもらう。この人は 9 8 歳ですが、子供が近所に移住してくるので子供に耕作してもらう、農業をしたいということです。

1 0 番、これは受人が営農の拡大。渡人は遠方による営農の縮小。_____に何もかもお任せしたということでございます。

1 1 番、下之川において場所は違いますが受人は営農の拡大、渡人は高齢による営農の縮小で、よろしくお願いします。

1 2 番下之川、渡人は耕作が困難になったため、_____の前の住居を渡人に売買しており、この周辺の農地を耕作してもらおうということです。

1 3 番下之川、地元推進委員と事務局とで現地確認をしました。高齢になったので娘に譲渡したいということです。贈与に近いということです。以上、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

議 長 6 番と 1 2 番、6 番は受人が_____やけど、現在はこっちに来とるの。

事 務 局 6 番は、別荘みたいな場所で住まいながら簡単な耕作をしたいということです。1 2 番の_____は移住されて見えます。

議 長 1 1 番は_____。

事 務 局 前から_____という方が耕作されておまして、それを引き受けるということです。

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 4 ページをお願いいたします。
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。
番号 1、地区 伊勢地、申請地 美杉町杉平向_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1, 1 4 9 m²の内 8 4 2 m²、申請者 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
戦前に建物、昭和 5 8 年に居宅、昭和 6 3 年に物置にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 1 件、合計面積は 8 4 2 m²で、すべて畑でございます。
この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

	ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 1 番伊勢地お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。9 日に地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。戦前に建物を建て、手狭なため一部建て増しし、写真と始末書の添付があります。よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	1 5 ページをお願いいたします。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号 1、地区 久居、申請地 久居持川町持川_____、登記地目 雑種地、現況地目 畑、面積 2 0 7 m ² 、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 久居、申請地 久居小野辺町畑山新田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 5 4 8 m ² 、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、3 7 2 m ² 、パネル設置率は、6 7. 9 %になります。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 3、地区 久居、申請地 久居小野辺町畑山新田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 5 8 5 m ² 外 1 筆、合計面積 7 2 0 m ² 、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、397.8㎡、パネル設置率は、55.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 森町池田____、登記地目・現況地目とも畑、
面積 1,123㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、申請地 一志町庄村南出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 706㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、申請地 一志町高野千部____、登記地目・現況地目とも畑、面積 250㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 545㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、320.3㎡、パネル設置率は、58.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号8、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ____、登記地目・現況地目とも畑、面積 218㎡ 外3筆、合計面積 782㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、325.5㎡、パネル設置率は、41.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ____、登記地目・現況地目とも畑、面積 185㎡ 外5筆、合計面積 1,085㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、387.5㎡、パネル設置率は、43%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号10、地区 川口、申請地 白山町川口大角前____、登記地目・現況地目とも畑、面積 261㎡ 外2筆、合計面積 408㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 大三、申請地 白山町二本木北出前____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,081㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、444.3㎡、パネル設置率は、44.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大三、申請地 白山町二本木市川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,765㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、495.4㎡、パネル設置率は、28.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大三、申請地 白山町二本木五斗代____、登記地目・現況地目とも田、面積 429㎡ 外2筆、合計面積 1,411㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、496.2㎡、メンテナンススペースを確保するため、パネル設置率は、35.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いいたします。

番号15、地区 家城、申請地 白山町南家城西出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 126㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、54.2㎡、パネル設置率は、46.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、申請地 美杉町八知庄屋田____、登記地目・現況地目とも田、面積 968㎡ 外1筆、合計面積 1,047㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八幡、申請地 美杉町奥津中垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 990㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、472.7㎡、パネル設置率は、47.7%になります。昭和48年頃に建物を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 多気、申請地 美杉町下多気六田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 366㎡ 外3筆、合計面積 1,364㎡、受人____、渡人____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、433.4㎡、パネル設置率は、31.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 多気、申請地 美杉町下多気漆____、登記地目 田、現況
地目 山林、面積 330㎡ 外2筆、合計面積 904㎡、受人 ____、渡
人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和40年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認し
ようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号20、地区 下之川、申請地 美杉町下之川岡____、登記地目・現況地
目とも田、面積 92㎡ 外1筆、合計面積 1,149㎡、受人 ____、渡
人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、402.5㎡、パネル設置率は、35%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は16,211㎡、このうち田が6,704㎡で、
畑が9,300㎡で、その他が207㎡ございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から。

田口委員 6番田口です。7日の日に現地を確認して参りました。2番、3番も推進委員6
名と諸戸さん、野田さんを見て参りました。問題ないと思いますので、よろしくお
願いします。

議 長 4番お願いします。

野田委員 7番野田です。7月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名
と久居の事務局で見てきました。譲り受人は昨年度隣接地を社員用住宅用地として
取得済みです。今回、当該地を資材置場として利用するという事です。何ら問題
はないと思います。

議 長 5番から9番お願いします。

池山委員 14番池山です。5番は7日に地元推進委員と現地確認しております。集落のま

ん中の住宅地に囲まれた畑になっています。庄村の_____東100メートルぐらいのところ。既に荒れ地になっていまして、住宅になるのは問題ないかというのが皆さんの意見でございました。

6番ですが、_____の西、これも住宅地の中で問題ないかと思います。

7番は太陽光ということで、場所は_____する右岸にあたります。この辺り一帯は既に太陽光に変わってきています。問題なのは草や竹が生えるのをきちんと管理ができるのかということです。川の合流地点にあたりますので、竹や雑草が非常に繁茂しているところです。近隣の太陽光についても十分に管理が行き届いているようには見えない。委員会とは関係がなくなるのですが、管理については今後どうしていくのか周辺住民から危惧の声が出ています。

8番と9番は_____の東で、_____の直ぐ南側にあたるところで、_____の近くです。周辺が太陽光に変わってきておりまして、やむを得ないと思いますが、問題は雑草対策をどう指導していくかです。

議長 ありがとうございます。10番から13番、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。7月7日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。_____の150メートルほどのところで、10年以上前から荒れ地になっているところ。_____の資材置場ということで、太陽光の資材を置くそうで、問題ないかと思います。

11、12、13番は西森、中谷両委員と、地元推進委員と白山の事務局で確認して参りました。

11番は_____の斜め向かい側になります。申請地の西側には既に太陽光ができています。

12番は_____から500メートルぐらいのところ、周りは何もないところで、問題ないかと思います。

13番ですが、_____の入り口、_____から入った60メートルぐらいの左側。この辺りも雑草地というか荒れたところで、仕方がないかと思います。

議長 15番お願いします。

西森委員 17番西森です。7月7日に中谷、西森両委員と地元推進委員、白山総合支所の事務局とで行って参りました。_____から西へ300メートルほど行った南側の住宅地です。雑種地というか空きがあります。住宅地の真ん中ということで、以前にも計画があったが、地元で反対が起こったということですが、今回は住民への説明もきちんとしているということで、許可しても大丈夫かなという判断です。

議長 ありがとうございます。次、16番から20番までお願いします。

結城委員 18番結城です。

16番は、地元推進委員、事務局と現地を確認いたしました。受人は車庫の建築と駐車場にしたいということです。

17番は地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。これについては太陽光発電設備として利用したいということです。

18番も地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。地権者が耕作の意

志がないため、休耕地を有効利用したいので、太陽光発電をするということです。

19番については山の中の耕地のため耕作が困難になり、親父さんが植林をした。遠方で管理ができないので売却したいということです。

20番も地元推進委員と事務局とで現地確認しました。地権者は耕作の意志がなく、太陽光発電をして有効利用したいということです。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大三、申請地 白山町二本木北出前____、登記地目・現況地目とも田、面積 554㎡の内110㎡、借受人 ____、貸渡人 ____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

一時転用期間は3か月となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は110㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

中谷委員 16番中谷です。7月7日に西森、中谷両委員、地元推進委員、事務局と確認してまいりました。3号議案の11番の申請地の太陽光の耕地に入るための進入路を

	作るもので、何ら問題ないかと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第４号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第４号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第５号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	２２ページをお願いいたします。 議案第５号 非農地証明願について、でございます。 番号１、地区 伊勢地、願出者 _____、対象地 美杉町杉平向_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積８２㎡ 外１筆、合計面積 ４０２㎡。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成１３年撮影）により、対象地に昭和２８年頃に居宅及び物置等を建築し現在に至ることが確認できるため、対象地は農地以外の用に供され２０年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第３条第１項第２号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は１件、合計面積は４０２㎡で、すべて田でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います
結城委員	９日に、地元推進委員、事務局、行政書士と状況を確認しました。これについては、昭和２８年頃に居宅及び物置等を建築しました。写真、始末書を添付しておりますので、何ら問題ないと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました

た議案第５号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第５号については証明することに決定したいと思います。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第６号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第６号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の１ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で、１５，８６４㎡、畑の賃貸借、使用貸借で１５，４８７㎡、契約件数は１６件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で２５，２３０㎡、畑の賃貸借、使用貸借で５，４４６㎡、契約件数は２７件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で２，８７６㎡、契約件数は２件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で３，１８１㎡、契約件数は２件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて４７，１５１㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて２０，９３３㎡、合計契約件数は４７件、合計面積は６８，０８４㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区９件、一志地区２７件、白山地区１件、美杉地区２件で、合計３９件、合計面積は５２，７７４㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で８２．９％、面積で７７．５％となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。
今回は該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各要件を満たしていると考えます。

最後に、２ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の

利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議
をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に
進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第7回第2農地部会を閉会します。
その他、事務局から連絡事項などありませんでしょうか。

午後2時50分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年7月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____